

新型コロナウイルス感染症の 感染拡大による家計急変者に対し 授業料の支援を行います!

家計急変者とは

令和2年1月以降において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、自己の責めによらない会社等の倒産、失業等又は年間収入見込額*が140万円相当まで減少するとともに、基準日時点で資産保有額の合計が600万円以下となった者、または、生活保護法に規定する要保護者または、これに準ずる程度まで減少したことによって授業料を納付することが困難となった方のことをいいます。

*【年間収入見込額の算出方法】

減収となった申請直近3か月分(例えば7月に申請する場合であれば4、5、6月)の平均収入月額×12か月

※令和2年度に私立中学校等修学支援実証事業費補助金の受給資格がある場合は、対象外となります。

支援対象期間

令和2年度の申請のあった月の翌月から令和3年3月まで (令和2年7月末日までに申請した場合は、年額分を支援)
【申請期間】 令和2年7月～令和3年2月15日まで

対象・支援額

静岡県内に所在する学校教育法第1条に定める私立の① 小学校、② 中学校、③ 特別支援学校(小学部・中学部)に通う児童生徒の保護者等
※保護者等が静岡県外在住の方で、他の都道府県で授業料支援、家計急変支援を受けている場合は、静岡県での支援は受けられません。

授業料支援額 (*授業料額は、在学する学校で御確認ください。)	令和2年7月末日までの申請	小学校、中学校及び特別支援学校(小・中学部)が定める年額授業料と10万円のいずれか低い額
	令和2年8月以降の申請	小学校、中学校及び特別支援学校(小・中学部)が定める月額授業料と月額8,400円のいずれか低い額に家計急変の支援対象月数(申請のあった月の翌月以降の月数)を乗じた額

手続き等

支援を希望する場合は、在学する学校で下記書類を提出してください。

【学校への提出書類】

- ① 申請書(様式第1号)
- ② 新型コロナウイルス感染症により家計が急変した旨の申立書(様式第2号)
- ③ 家計急変発生事由を証明する根拠資料(aまたはb、cは必須)
 - a 家計急変事由を証明する書類
(例)雇用保険被保険者離職票、廃業等届出、解雇通知書、破産宣告通知書、市町村又は福祉事務所等が発行する生活保護法第6条第2項に規定する要保護者であること等を証明する書類 等
 - b 家計急変前及び急変後の収入を証明する書類
(例)急変前の課税証明書等と急変後の収入を証明する書類(申請月を除く申請直近3か月分)
 - c 基準日時点*において、全ての保護者等の資産保有額の合計が600万円以下であることを確認できる書類
(例)預金通帳、有価証券等(換算評価額)、負債残高等の写し
- ④ 生徒の親権者等であることを証明する書類(戸籍謄本等、一人親世帯の場合は、児童扶養手当受給者証の写し等)
- ⑤ 保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認できる書類
(例)扶養誓約書(様式第3号)及び扶養親族分の健康保険証の写し または、扶養親族の記載が省略されていない課税証明書

*基準日とは、原則令和2年7月1日。
ただし、令和2年7月1日以降については、申請のあった月の翌月(申請日が月の初日の場合は、申請のあった月)の1日

※授業料の支援は、学校が保護者等に減免措置を講じた場合に、県が学校に対して補助を行う制度です。

このため、県から保護者等にお金が振込まれることはありません。保護者等と学校との具体的な手続きについては、在学する学校で御確認ください。

授業料支援の詳細については、在学する私立学校へお問合せください。